

家畜保健衛生だより

令和3年度 第14号

牛・家きんを飼養する方へ 飼養衛生管理マニュアルの作成はお済みですか？

飼養衛生管理基準の中の「飼養衛生管理マニュアル」の作成期限が、令和4年2月1日に迫っています。作成がお済みでない方は各種作成例を参考に、期日までにご自身の農場に適したマニュアルの作成をお願いします。

マニュアルに記載しなければならない項目

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

(作成例)

☆農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-168.pdf

「農林水産省 飼養衛生管理マニュアル」で検索！！



☆県央家畜保健衛生所ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cf5/kahodayori/h30-2.html>

「神奈川県県央家畜保健衛生所 家畜保健衛生だより」で検索！！



☆作成にあたり、ご不明な点がございましたら、当所までご連絡ください。

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

県央家保ホームページ

